

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月8日（金）  
午後2時00分から午後3時00分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 23名）

議長（会長） 18番 岡田 勝利（会議規則第7条）

出席委員数 21名

1 浅川文雄	2 矢野邦男	3 阿部馳夫	4 竹内健二
6 近本静信	7 石丸昭二	8 宇佐美俊典	9 益田省三
10 伊藤博明	11 清水重鬼	12 越智要	13 桑田誠
14 森京典	16 津吉利幸	17 吉井一浩	18 岡田勝利
19 藤本博	20 野間義郎	22 松岡一誠	23 河村壮吉
24 近松安文			

欠席委員数 2名

5 岡林興通 15 新居田守

4. 議事に関する職員

局長	越智直紀
次長	森正徳
次長	二宮一成
主査	藤坂貞仁
主査	谷内義孝

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

#### 議案第9号

農用地利用集積計画関係（受付番号1～321）

#### 議案第10号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）（受付番号1～4）

#### 議案第5号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～13）

#### 議案第6号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～14）

#### 議案第7号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～3）

#### 議案第8号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～25）

#### 報告第6号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～14）

#### 報告第7号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（受付番号1～3）

#### 報告第8号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～5）

報告第 9 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1～5）

【年次総会関係議案】

議案第 11 号

令和元年度農業委員会事業報告

議案第 12 号

令和元年度農業委員会決算報告

議案第 13 号

今治市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（中見直し）」の策定について

議案第 14 号

令和 2 年度農業委員会事業計画（案）

議案第 15 号

今治市農業委員会職員の任用等に関する規定の一部を改正する規定制定について

報告第 10 号

令和 2 年度農業委員会予算について

## 6. 議事録

- 会長 ただ今から令和2年度第2回の総会を開催いたします。  
それでは、議案の審議に入りたいと思います。  
本日は、委員23名中21名の出席となっており、本会は成立しております。  
議事録署名人に12番 越智 要 委員、24番 近松 安文 委員両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 議案第9号 農用地利用集積計画関係について  
議案第10号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について  
審議に入る前に、議案の関係者にあたります委員さんは、退席願います。( 6、7、8、11、13、20、23番 )
- 議長 それでは、議案第9号、議案第10号について、一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 お手元の議案第9号、議案第10号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
議案第9号、議案第10号は、今治市長より令和2年5月15日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
[通常利用権1～321] 農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が新規115件、更新205件、転貸借1件、  
合計321件、面積は640,024.55㎡でございます。  
[解除条件付1～4] なお、議案第10号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規4  
件、面積は7,646㎡となっております。要件につきましては、市の農林振興課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。  
それぞれの小委員会でご内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、  
各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
- 議長 報告が終わりました。  
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。  
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全議 員 (意見、質問なし)  
長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
- 全議 員 (異議なし)  
長 それでは原案どおり決定いたします。
- 議長 ここで、退席の委員の入室を許可いたします。  
(委員入室)  
関係委員に申し上げます。議案第9号、議案第10号は、いずれも原案どおり決定となりましたので報告いたします。
- 議長 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第5号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

- [受付番号1] 申請地は高橋にある農地1筆で、登記地目は山林、面積は5,213㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号2] 申請地は矢田にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は合計267㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号3] 申請地は宅間にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計1,580㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号4] 申請地は延喜にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は333㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号5] 申請地は長沢にある農地10筆で、登記地目は田、畑、面積は合計14,610㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号6] 申請地は玉川町畑寺にある農地5筆で、登記地目は田、畑、面積は合計2,393㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号7] 申請地は菊間町田之尻にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は486㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号8] 申請地は宮窪町友浦、宮窪にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,111㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号9] 申請地は宮窪町宮窪にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計3,291㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号10] 申請地は伯方町北浦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は726㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

事務局 [受付番号 11] 申請地は伯方町北浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 411 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 12] 申請地は大三島町野々江にある農地 6 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 6,716 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 13] 申請地は大三島町口総にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は 5,084 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計 13 件・41 筆・42,221 m<sup>2</sup>については、地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
全 員 (意見、質問なし)  
議 長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。  
全 員 (異議なし)  
議 長 それでは、原案どおり判断いたします。

議 長 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第 6 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 802 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、先ほどの利用権設定と合わせて、贈与による所有権移転を受けるものであります。なお、農地取得後における農業経営調書が申請書に添付されております。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の自営業兼農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 98 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 624 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 500 m<sup>2</sup>で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

- 事務局 [受付番号5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は616㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号6、  
受付番号7、  
受付番号8] 関連議案ですので、一括して説明します。  
譲受人は〇〇才の農業者、受付番号6の申請地は1筆で、地目は畑、面積は1,073㎡で、現在、野菜を栽培しております。  
受付番号7の申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計647㎡で、現在、野菜を栽培しております。  
受付番号8の申請地は1筆で、地目は畑、面積は731㎡で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、受付番号6については、規模拡大のため許可日から10年間の使用貸借権の設定を受けるものであり、受付番号7、8については売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号9] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は4筆で、地目は樹園地、面積は合計1,589㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号10] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は16筆で、地目は田、畑、樹園地、面積は合計6,508㎡で、現在、水稻、野菜、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。  
なお、農地取得後における農業経営調書が申請書に添付されております。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
  - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われまます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

- 議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
議員 (意見、質問なし)  
議長 許可することに、ご異議ございませんか。  
議員 (異議なし)  
議長 それでは、そのようにいたします。

- 議長 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案第7号は農地法第4条の規定による許可申請、第8号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第7号  
受付番号1] 申請人は公務員1名、申請地は日高地区高橋の1筆で、地目は田、面積は499㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。事業計画につきましては、申請人は現在県外にて単身赴任していますが、この度、定年退職に伴い帰郷することになり、耕作地と実家に近い自己所有地である申請地を利用して農家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2] 申請人は農業者1名、申請地は大三島地区肥海の1筆で、地目は畑、面積は155㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。事業計画につきましては、申請人は当該地区で農業を営んでいます、自宅敷地が手狭で不便なため、自己所有地である申請地を利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年10月30日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

事務局 [議案第8号  
受付番号1] 譲受人は医療関連事業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区郷新屋敷町3丁目の1筆で、地目は田、面積は999㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。事業計画につきましては、譲受人は、地域で営業している医療施設から要望のあった駐車場を確保するため、医療施設に隣接する申請地を譲り受け、貸露天駐車場を整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2,  
3,4,7] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
これら4件、受付番号2、3、4、7の譲受人は同一で発電事業等を営む法人、受付番号2の譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区長沢の2筆で、地目は畑、面積は合計1,277㎡でございます。受付番号3、4の譲渡人は同一で農業者1名、受付番号3の申請地は桜井地区孫兵衛作の1筆で、地目は畑、面積は1,243㎡でございます。受付番号4の申請地は桜井地区孫兵衛作の2筆で、地目は畑、面積は合計1,415㎡でございます。受付番号7の譲渡人は会社員1名、申請地は清水地区新谷の2筆で、地目は畑、面積は合計1,705㎡でございます。  
これらの申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を

持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年8月15日までに事業を完了する予定となっております。

- 事務局 [受付番号5] 譲受人は自営業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区国分1丁目の1筆で、地目は畑、面積は616㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が店舗併用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は、動物クリニックを営営していますが、現在の店舗は賃借しており手狭であり、今後、安定した経営を続けるために既存の店舗に近い申請地を譲り受け、店舗併用住宅を建築しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和3年2月28日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号6] 譲受人は公務員兼農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区国分3丁目の6筆で、地目は田、面積は合計433.65㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は、現在居住している借家が手狭で不便なことから、父親所有の農家住宅敷地を拡張し、使用貸借する敷地内の申請地に、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年12月31日までに事業を完了する予定となっております。
- なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

- [受付番号8] 譲受人は地元地縁団体、譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区朝倉下の1筆で、地目は田、面積は350㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が地区集会所の露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は、不足している地区集会所の駐車場を確保するため、集会所に近い申請地を使用貸借し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号9] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区朝倉北の1筆で、地目は畑、面積は430㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市朝倉支所から500m以内の農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電システムを設置するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局 [受付番号 10] 譲受人は機械器具設置工事業を営む者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区朝倉上の1筆で、地目は畑、面積は10㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸店舗敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、既存の貸店舗敷地が手狭で不便であり、事業の安定・継続を図るため、既存店舗に隣接する申請地を譲り受け、貸店舗敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第3小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 11] 譲受人は公務員1名、譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は玉川地区三反地の1筆で、地目は田、面積は297㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市玉川支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいであります、家族が増え手狭で不便なため、妻の実家や小中学校が近く生活環境の良い申請地を使用貸借し、専用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 12] 譲受人は電気工事業を営む法人、譲渡人は卸売業を営む者1名、申請地は大西地区別府の1筆で、地目は畑、面積は731㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年12月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 13] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区名の2筆で、地目は田、面積は合計763㎡でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申

請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局 [受付番号 14] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区八幡の1筆で、地目は田、面積は493㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市吉海支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 15] 譲受人は無職の者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区八幡の1筆で、地目は畑、面積は178㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在県外に居住していますが、この度、故郷である吉海地区で生活するにあたり、手狭である住宅への進入路を整備するため申請地を譲り受け、自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年6月30日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件であります。第5小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 16, 17] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
これら2件、受付番号16、17の譲受人は同一で会社員1名、受付番号16の譲渡人は会社員1名、申請地は吉海地区福田の6筆で、地目は畑、面積は合計738㎡、続きまして、受付番号17の譲渡人は無職の者2名、申請地は吉海地区福田の4筆で、地目は畑、面積は合計1,182㎡でございます。  
これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年11月30日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、受付番号16につきましては違反案件であります。第5小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 18] 譲受人は医療関連事業を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は宮窪地区友浦の1筆で、地目は畑、面積は252㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が保養所を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は職員の福利厚生の実と健康維持を図るため、風光明媚な申請地を譲り受け、保養所を建築しよう

とするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年8月15日までに事業を完了する予定となっております。

事務局 [受付番号 19] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区伊方の1筆で、地目は畑、面積は242㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

譲受人は、現在、借家住まいであります。家族が増え手狭で不便なため、実家に近い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 20, 21, 22] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら3件、受付番号20、21、22の譲受人は同一で太陽光発電事業等を営む法人、受付番号20の譲渡人は医師1名、申請地は上浦地区瀬戸の2筆で、地目は畑、面積は合計1,052㎡でございます。続いて、受付番号21の譲渡人は農業者2名、無職の者1名、申請地は上浦地区井口の3筆で、地目は畑、面積は合計1,052㎡、続いて、受付番号22の譲渡人は農業者1名、会社員1名、申請地は上浦地区井口の2筆で地目は畑、面積は合計1,052㎡でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日は令和2年4月14日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 23] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、無職の者1名、申請地は大三島地区宮浦の2筆で、地目は田、面積は合計926㎡でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 24] 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、無職の者1名、申請地は大三島地区宮浦の5筆で、地目は田、面積は合計1,458㎡でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を

持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局 [受付番号 25]

譲受人は鍼灸師1名、譲渡人は団体職員1名、申請地は大三島地区宗方の1筆で、地目は畑、面積は148㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、自宅への進入路や駐車場を整備するため、居宅に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年4月15日で、許可日から令和2年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会にて協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま

す。また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

全議員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全議員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 なお、議案第8号 受付番号19については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
報告第6号は農地法第3条の3届出、報告第7号は農地法第4条届出、報告第8号は農地法第5条届出、報告第9号は農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
報告第6号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出、第7号及び第8号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けまして、第6号から第8号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第9号 令和2年3月26日、受人の転用目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
受付番号1]

[受付番号2] 令和2年3月23日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号3] 令和2年3月27日、受人の転用目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号4] 令和2年3月31日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号5] 令和2年3月27日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
（異議なし）  
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 続きまして、  
議案第11号「令和元年度農業委員会事業報告」及び議案第12号「令和元年度農業委員会決算報告」以上2件を一括議題とします。  
まず、議案第11号の内、「1 農業委員会運営状況」から「3 農業委員会法第6条第1項以外の業務について」まで、事務局より説明願います。

事務局 お手元のA4版縦型の今治市農業委員会総会議案をお願いいたします。  
本日は、簡潔な説明を心がけていきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。

議案第11号 令和元年度農業委員会事業報告

1 農業委員会運営状況についてご説明いたします。

1) 委員数、2) 職員数において令和2年4月1日現在の状況を記載しております。

3) 会議開催状況、総会、月例総会12回、役員会7回、職員任用審議会他記載のとおりでございます。合計92回開催しております。

2ページをお願いいたします。

4) 令和元年度の事務取扱件数でございます。主なものの地区別数値は4ページに、農地流動化促進事業関係の審議状況については5ページに掲載しております。

合計2,456件、3,400,365㎡について取り扱いを行いました。

5) 農業委員活動状況、農地流動化促進活動事業結びつけ活動日数及び農地移動適正化あっせん事業あっせん日数です。

3 ページをご覧ください。

6) 会長及び委員の会議出席・出張状況でございます。

6 ページをお開きください。

3 農業委員会法第6条第1項以外の業務でございます。

農地利用集積対策、年金加入促進、国会議員等への陳情などを記載しております。

以上で、「3 農業委員会法第6条第1項以外の業務」までの報告を終わります。

議長 続きまして、「4 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、並びに議案第12号「令和元年度農業委員会決算報告」を事務局より説明願います。

事務局 それでは、8 ページをお願いします。

「4 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」でございます。

I 農業委員会の状況（平成31年3月31日現在）を掲載しています。

9 ページをご覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

2 令和元年度の目標及び実績

目標は、集積目標780haに対し集積実績801haで、達成状況は102.7%です。

10 ページをお願いします。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

2 令和元年度の目標及び実績

参入目標数は33経営体、参入目標面積は14ha、実績は参入20経営体、参入面積は7.5ha。達成状況は経営体60.5%、面積53.6%です。

11 ページをご覧ください。

IV 遊休農地に関する措置

2 令和元年度の目標及び活動計画

遊休農地の解消目標面積71haに対して実績-5.0haで、達成状況-7.0%となっております。

12 ページをお開きください。

V 違反転用への適正な対応

2 平成30年度の実績は0.8haとなっております。

13 ページをご覧ください。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

14 ページにかけて農業委員会の1年間の事務量です。ご覧ください。

15 ページをご覧ください。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、特にございませんでした。

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表はホームページにて公表しております。

また、この「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」については、事前に農地利用最適化推進委員さんの意見を伺っており、特に問題はございませんでした。

続きまして、16 ページをお願いいたします。

「議案第 1 2 号 令和元年度農業委員会決算報告」についてご説明いたします。議案第 1 2 号 平成 30 年度農業委員会決算報告についてご説明いたします。

2 歳出から説明します。計の欄、予算額 31,329,000 円に対して決算額 27,592,507 円。

1 歳入です。農業委員会交付金等特定の歳入、決算額 6,483,210 円。一般財源としまして、決算額 21,109,297 円、合計 27,592,507 円となっています。

以上で、令和元年度農業委員会決算報告についてご説明を終わります。

議長 以上で議案第 1 1 号及び第 1 2 号の説明が終わりました。  
元年度の決算につきましては、市の監査委員の監査を受ける事になっておりますので、監査報告は省略させていただきます。  
議案第 1 1 号及び第 1 2 号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので承認することにご異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 異議なしということで、議案第 1 1 号及び第 1 2 号以上 2 件につきまして、原案のとおり承認いたします。  
次に議案第 1 3 号に移らせていただきます。  
議案第 1 3 号「今治市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（中間見直し）の策定について」事務局より説明願います。

事務局 17 ページをご覧ください。  
農地等の利用の最適化の推進に関する指針（中間見直し）でございます。平成 30 年 5 月に定めた 5 年間の活動計画の中間見直しです。  
今回の加筆、修正箇所を中心に説明させていただきます。

18 ページをお開きください。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標については、平成 29 年度末に 4.1%であった遊休農地の割合を 5 年後には半減させ 2.0%とすることとしています。

【検証と見直し】

令和 2 年 3 月の結果が当初の現状に比べても遊休農地が増加している状況です。令和 5 年 3 月の目標数値ですが、当初計画から修正する大義名分はないとの考え方で、変更しないこととしております。

19 ページをご覧ください。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

5 年度の目標の「集積率」については、「注 2」に書いておりますとおり、農林振興課の発表した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」いわゆる「基本構想」における「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」である 18.8%に一致させてお

ります。また、「管内の農地面積(A)」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積をもとに、当初計画時に過去13年間の耕地面積の平均減少率2.05%により推計したもので5年後の推計値について今回変更しておりません。

20 ページをお開きください。

【検証と見直し】

令和2年3月の結果は、当初予定に比べて集積がすすんでおります。令和5年3月の目標数値ですが、当初計画から修正する大義名分はないとの考え方で、変更しないこととしております。

21 ページをご覧ください。

3 新規参入の促進について

過去3年間の平均の経営体数及び面積の毎年新規参入との目標と設定しております。

【検証と見直し】

平成30年度、令和元年度ともに当初目標に届かない状況です。令和4年度の目標数値ですが、当初計画から修正する大義名分はないとの考え方で、変更しないこととしております。

いずれの目標とも当初計画を変更することなく、引き続き達成に向けて努力するという考え方で作成しております。

また、この「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（中間見直し）」についても、事前に農地利用最適化推進委員さんの意見を伺っており、特に問題はございませんでした。

説明は、以上でございます。

議長 以上で説明が終わりましたが、議案第13号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので決定することにご異議ありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしということで、議案第13号につきまして、原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第14号「令和2年度農業委員会事業計画（案）」について事務局より説明願います。

全員 それでは、22ページをお開きください。  
議案第14号 令和2年度農業委員会事業計画（案）についてご説明いたします。

1 基本方針を掲げておりますのでご一覧ください。

その他、24ページまで、例年と同様の活動計画を掲げております。

25ページをお願いします。

「5 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてご説明させていただきます。

先ほどの「今治市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の5年度目標に合わせて年度計画を策定しています。

I 農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）を掲載しています。

26 ページをお開きください。

## Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目標は、集積面積 808 h a。

これは、先ほどの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で定めた5年後の目標 821 h a を3年間で達成できるよう均等に割った数値です。

## Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数は33経営体、参入目標面積は14 h a。

先ほどの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で定めた目標に合わせています。

27 ページをご覧ください。

## Ⅳ 遊休農地に関する措置

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

遊休農地の解消面積、目標 45 h a

こちら、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で定めた5年後の目標 89 h a を3年間で達成できるよう均等に割った数値です。

## Ⅴ 違反転用への適正な対応

元年度末の現況を掲げております。

また、この「事業計画（案）」についても、事前に農地利用最適化推進委員さんの意見を伺っており、特に問題はございませんでした。

以上で令和2年度農業委員会事業計画（案）のご説明を終わります。

議長 以上で説明が終わりましたが、議案第14号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので決定することにご異議ありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしということで、議案第14号につきまして、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第15号「今治市農業委員会職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程制定について」事務局より説明願います。

事務局 28 ページをご覧ください。「今治市農業委員会職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程制定について」でございます。

農業委員会の職員の任免を審査する職員任用審議会を廃し、職員の任用について会長に一任するものです。

改正後の規程は、29 ページに参考として掲げております。

議長 以上で説明が終了しましたが、議案第15号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

全 員 (意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので決定することにご異議ありませんか。

全 員 (異議なし)

議 長 異議なしということで、議案第15号につきまして、原案のとおり決定いたします。  
次に報告第10号「令和2年度農業委員会予算について」を議題とします。事務局より報告願います。

事 務 局 議案書30ページをご覧ください。  
報告第10号につきましては、既に令和2年第2回今治市議会定例会において原案どおり可決された令和2年度今治市一般会計予算の内、農業委員会に係る予算について掲げております。  
2 歳出予算計、前年度31,329,000円に対し、本年度31,812,000円、483,000円の増となっております。  
主な増要因は、農業委員会の改選による委員、農地利用最適化推進員全員での視察を予定しているためです。  
1 歳入は、特定財源として、予算額6,488,000円、内訳は農業委員会交付金等。一般財源、25,324,000円、合計31,812,000円となっております。

令和2年度農業委員会予算(案)についての説明は以上でございます。

議 長 以上で報告が終わりましたが、報告第10号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

全 員 (意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、報告第10号の報告を終わります。  
それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。  
せっかくの機会でございますが何かございませんか。

全 員 (意見なし)

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。